

参 考 資 料

(資産課税等)

目 次

・ 相続税の課税状況の推移	1
・ 相続税の課税価格階級別課税状況等（平成11年分）	2
・ 相続税をとりまく環境	3
・ 最近における相続税の主な改正	4
・ 相続税の負担の推移（商業地）	5
・ 相続税の負担の推移（住宅地）	6
・ 農地等についての贈与税及び相続税の納税猶予の特例の仕組み	7
・ 社会保障構造の在り方について考える有識者会議報告「21世紀に向けての社会保障」一抄一	8
・ 贈与税の現状	9
・ 贈与税の課税状況の推移	10
・ 贈与税の取得財産価格階級別の課税状況等（平成11年分）	11
・ 贈与の場合の税額	12
・ 登録免許税の概要	13
・ 登記の種類別登録免許税額	14

相続税の課税状況の推移

区 分 年 分	死 亡 者 数 ・ 課 税 件 数 等				合 計 課 税 価 格		相 続 税 額		
	死亡者数 (a)	課税件数 (b)	(b)/(a) %	被相続人 1人当たり 法定相続人数	合計額 (c)	被相続人 1人当たり 金 額	納付税額 (d)	被相続人 1人当たり 金 額	(d)/(c) %
	人	件	%	人	億円	万円	億円	万円	%
昭和43	686,555	14,574	2.1	4.03	3,644	2,500.6	608	417.5	16.7
50	702,275	14,593	2.1	4.31	15,121	10,361.8	1,973	1,352.1	13.0
51	703,270	15,925	2.3	4.30	16,720	10,499.2	2,166	1,360.4	13.0
62	751,172	59,008	7.9	3.93	82,509	13,982.6	14,343	2,430.7	17.4
63	793,014	36,468	4.6	3.68	96,380	26,428.6	15,629	4,285.5	16.2
平成元	788,594	41,655	5.3	3.90	117,686	28,252.5	23,930	5,744.9	20.3
2	820,305	48,287	5.9	3.86	141,058	29,212.4	29,527	6,114.8	20.9
3	829,797	56,554	6.8	3.81	178,417	31,548.0	39,651	7,011.2	22.2
4	856,643	54,449	6.4	3.85	188,201	34,564.7	34,099	6,262.5	18.1
5	878,532	52,877	6.0	3.81	167,545	31,685.9	27,768	5,251.5	16.6
6	875,933	45,335	5.2	3.79	145,454	32,084.4	21,058	4,644.9	14.5
7	922,139	50,729	5.5	3.72	152,998	30,159.9	21,730	4,283.5	14.2
8	896,211	48,476	5.4	3.71	140,774	29,039.9	19,376	3,997.0	13.8
9	913,402	48,605	5.3	3.68	138,635	28,522.8	19,339	3,978.8	13.9
10	936,484	49,526	5.3	3.61	132,468	26,747.1	16,826	3,397.4	12.7
11	982,031	50,731	5.2	3.59	132,699	26,157.4	16,890	3,329.3	12.7

- (備考) 1. “死亡者数(a)”は「人口動態統計」(厚生労働省)により、その他の計数は「国税庁統計年報書」による。
2. “被相続人1人当たりの法定相続人数”は、当初申告ベースの計数である(修正申告を含まない)。ただし、昭和63年分には、更正の請求により納付税額がゼロとなった者の計数が含まれている。
3. “課税件数(b)”は、相続税の課税があった被相続人の数である。
4. “納付税額(d)”には納税猶予額を含まない。

相続税の課税価格階級別課税状況等(平成11年分)

課税価格 階級区分	件 数		納付税額		平 均 課税価格 (a)	平 均 納付税額 (b)	負担率 (b)／(a)
	件 数	累積割合	税 額	累積割合			
	件	%	億円	%	万円	万円	%
～ 1億円	8,540	16.8	108	0.6	8,498	126	1.5
～ 2億円	23,154	62.5	1,254	8.1	14,116	542	3.8
～ 3億円	8,221	78.7	1,563	17.4	24,136	1,901	7.9
～ 5億円	5,879	90.3	2,772	33.8	37,930	4,715	12.4
～ 7億円	2,057	94.3	1,918	45.2	58,567	9,325	15.9
～ 10億円	1,367	97.0	2,133	57.8	82,324	15,604	19.0
～ 20億円	1,178	99.3	3,706	79.8	133,796	31,458	23.5
20億円超	334	100.0	3,404	100.0	338,916	101,904	30.1
合 計	50,730		16,858		26,112	3,323	12.7

(備考) 1. 「国税庁統計年報書」による。

2. 当初申告ベースの計数である(修正申告を含まない)。

相続税をとりまく環境

○ 近年の税制改正においては、

〔 個人所得課税 : 累進構造が相当程度フラット化
消費税 : 税体系における役割が増大 〕

⇒ 税制全体の再分配機能を弱める方向に作用

○ 経済のストック化が大幅に進展。しかも、家計資産は高齢者層に集中する傾向

(注) 昭和40年と比べ、物価の4倍、所得の10倍に対し、資産(貯蓄)は20倍の伸び

○ 社会保障が充実し、親の老後扶養は社会全体で行われるように

⇒ 社会保障給付は高齢者の資産の維持に寄与

(注) 高齢者世帯の総所得の6割は年金給付、介護保険制度の創設(12年度)

○ 平均寿命の伸びに伴い、相続による財産の取得時期は人生のより後半にシフト

⇒ 遺族の生活保障としての意義は低下

(注) 現在では「80歳の親→50歳の子の財産移転」が相続の平均的な姿

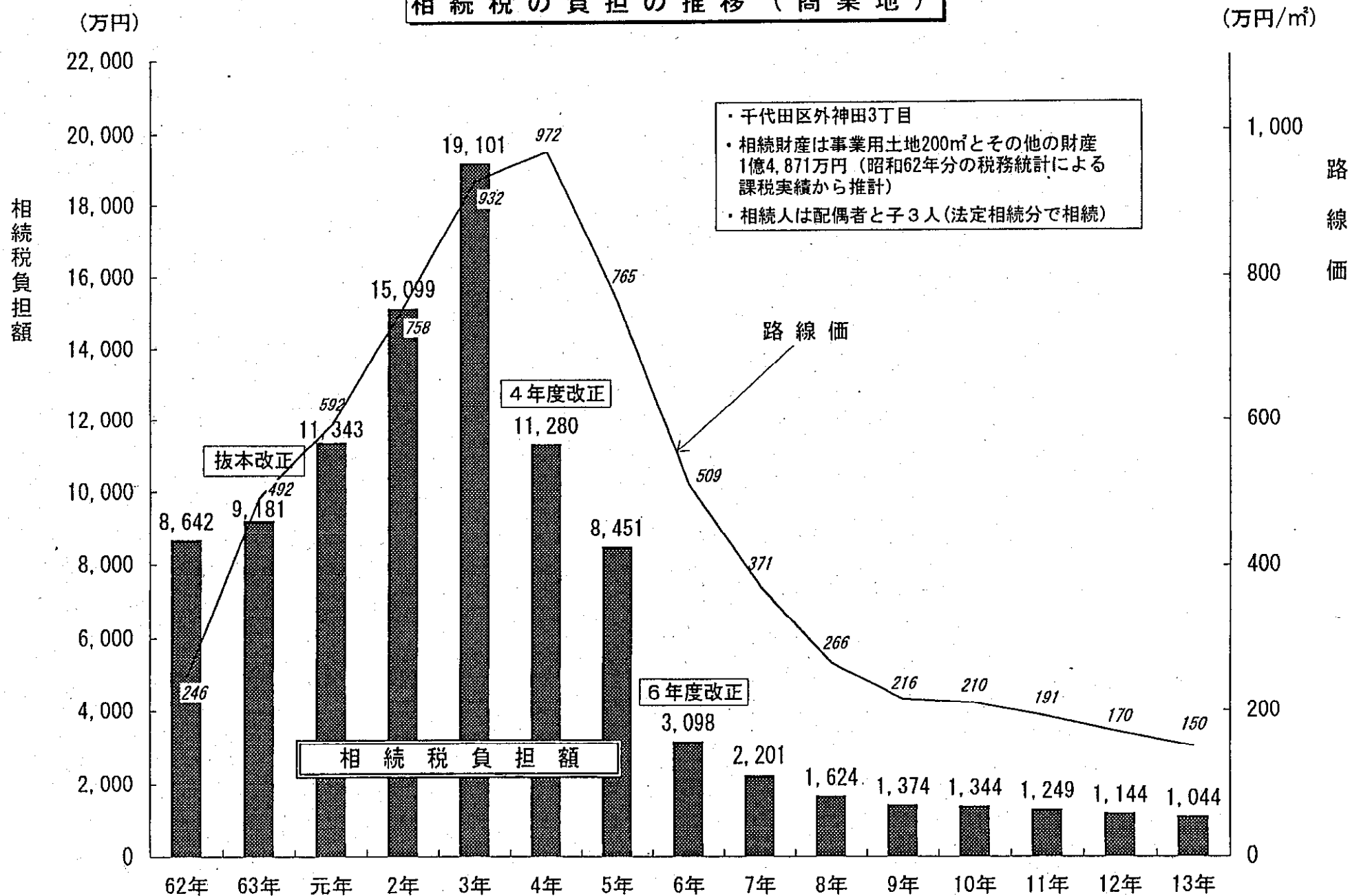
○ 最近における相続税の主な改正

		抜本改正前	抜本改正(昭和63年12月) (昭和63年1月1日以降適用)	平成4年度改正 (平成4年1月1日以降適用)	平成6年度改正(現行) (平成6年1月1日以降適用)	
税率 構造	イメージ図	5億円超 (最高税率 75%) 14段階	5億円超 (最高税率 70%) 13段階	10億円超 (最高税率 70%) 13段階	5億円超 (最高税率 75%) ⇒ 20億円超 (最高税率 70%) 抜本改正前 → 現行 9段階	
		2,000万円 + 400万円 × 法定相続人数 (3,600万円)	4,000万円 + 800万円 × 法定相続人数 (7,200万円)	4,800万円 + 950万円 × 法定相続人数 (8,600万円)	5,000万円 + 1,000万円 × 法定相続人数 (9,000万円)	
基礎 控除	小規模宅地の課税の特例	200㎡	200㎡	200㎡	200㎡	平成11・12年 特定事業用等 330㎡ 上記以外 200㎡
		事業用 40% 居住用 30%	事業用 60% 居住用 50%	事業用 70% 居住用 60%	平成13年～ 特定事業用等 400㎡ 特定居住用 240㎡ 上記以外 200㎡	特定事業用等 } 80% 特定居住用 } 上記以外 50%

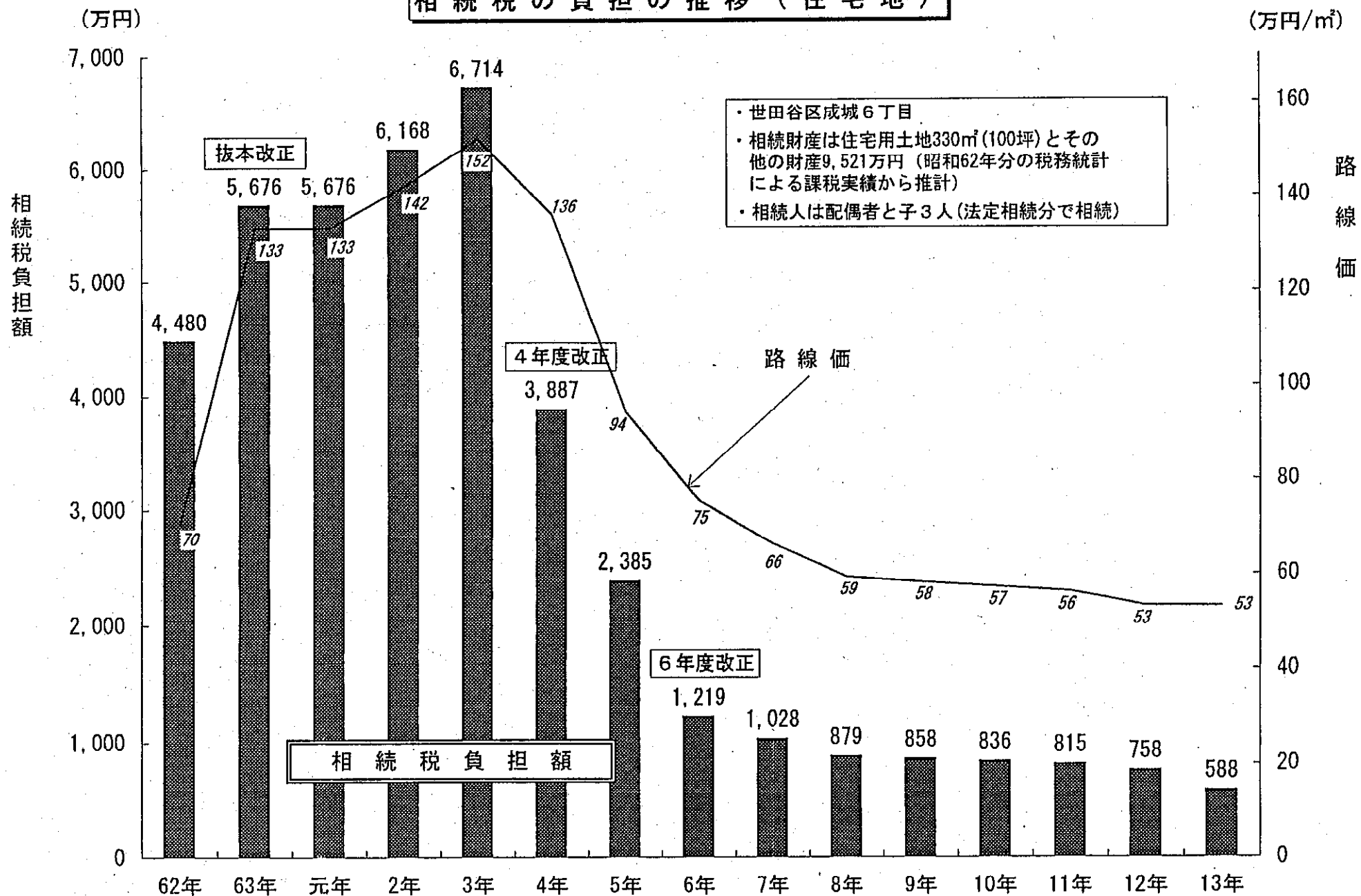
(注1) 基礎控除の()内は、法定相続人が4人(例：配偶者+子3人)の場合の額である。

(注2) 特定事業用等又は特定居住用とは、事業又は居住を継続して行う場合をいう。

相 続 税 の 負 担 の 推 移 (商 業 地)

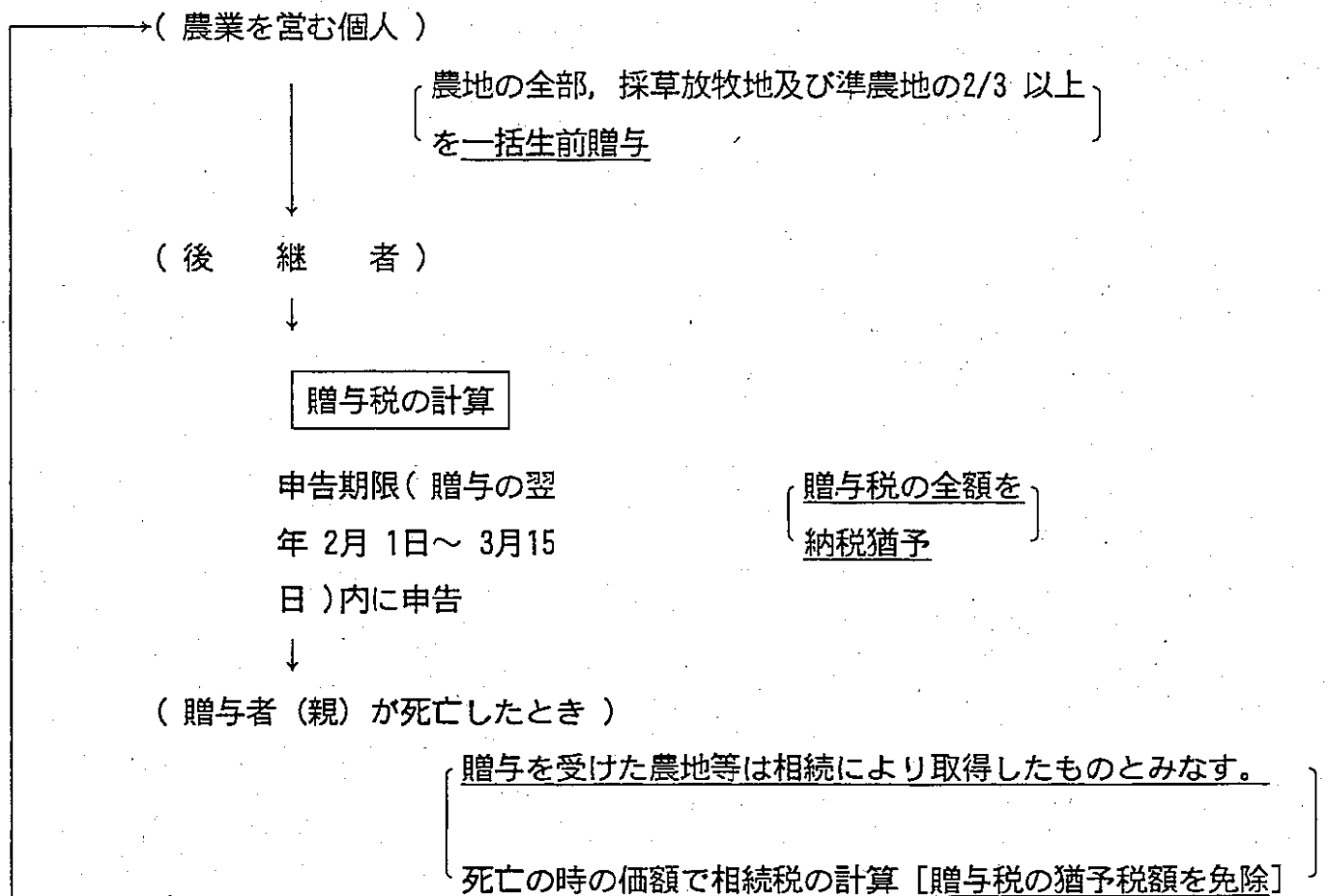


相続税の負担の推移（住宅地）

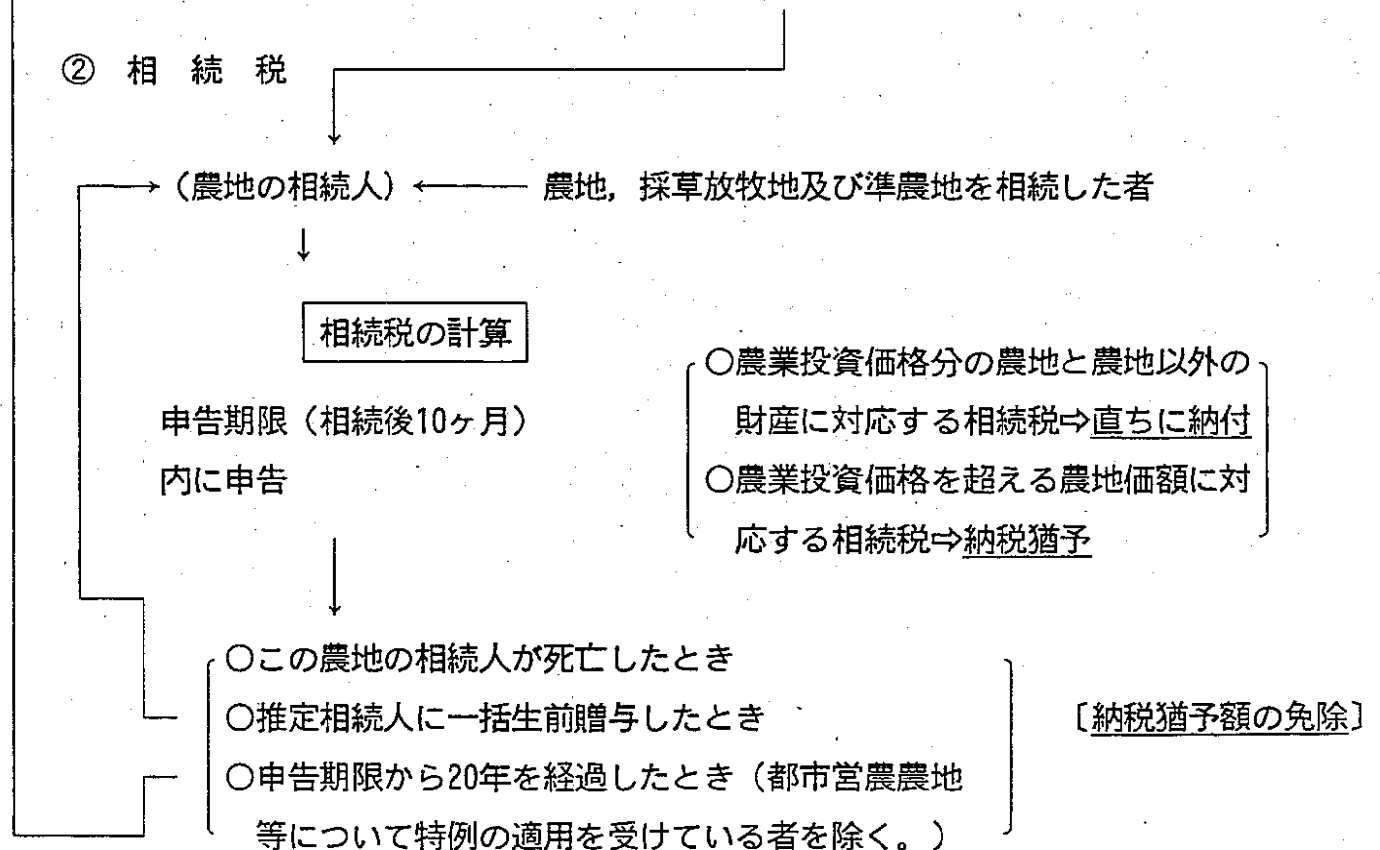


○ 農地等についての贈与税及び相続税の納税猶予の特例の仕組み

① 贈 与 税



② 相 続 税



社会保障構造の在り方について考える有識者会議報告「21世紀に向けての社会保障」―抄―

Ⅱ 持続可能な社会保障

(高齢者の資産の問題)

- ・ 高齢者は、若い世代と比較すると、資産を多く保有している(*8)が、主に若年の世代の負担で担われている社会保障給付が充実し、老後扶養をより社会的に支えることにより高齢者の資産の維持に寄与する一方、最終的な相続の時点では、ほとんどの場合社会的な負担を求められることがなく、その資産は私的に移転している現状にある。
- ・ この点に着目すれば、社会保障制度の外側の問題ではあるが、資産の保有や相続に着目してより広く税負担を求めることは、給付と負担のバランスをとる方策の一つとなり得ると考えられる。

(*8)

高齢者の資産の実態については、現役世代に比べて、ストックの積み上げが見受けられる。世帯主の年齢階層ごとに家計資産（貯蓄・不動産）の全般的状況をみると、世帯主の年齢が高くなるにつれて家計資産額は増加している（ただし、この額の評価に当たっては、近年の地価の下落を考慮する必要がある。）。

・ 世帯主 40～49 歳の世帯：4,582 万円

・ 世帯主 70 歳以上の世帯：9,260 万円（「全国消費実態調査」（平成 6 年））

このうち、貯蓄については、世帯主の年齢階層別の 1 世帯（2 人以上の世帯）当たりの貯蓄をみると、高齢者ほど貯蓄は大きくなっている。

・ 世帯主 40～49 歳の世帯：1,294.1 万円

・ 世帯主 60 歳以上の世帯：2,345.7 万円（「貯蓄動向調査」（平成 10 年））

また、高齢者のいる世帯の持家率は平均で 8 割を超えており、全世帯の持家率（60.3%）を上回る状況にある（「住宅・土地調査」（平成 10 年））。

贈 与 税 の 現 状

- 贈与税の基本的機能は、生前分割贈与による相続税の課税回避の防止（相続税の補完税）

（参考）相続税負担と贈与税負担の調整の仕組み

相続前3年間に行われた被相続人からの贈与については、相続財産額に加算して相続税を課税（既に納付された贈与税額は相続税額から控除）

- 平成13年度税制改正において、資産の保有が集中している高齢者から若年・中年世代への早期の資産移転を通じ経済社会の活性化に資する等の観点から、基礎控除額を受贈者1人当たり年間110万円（改正前60万円）に大幅に引上げ

（注）子2人と孫4人を持つ場合、子の配偶者を含め計8人に贈与すれば、相当の無税贈与が可能。

110万円×8人×10年間＝ 8,800万円

×20年間＝1億7,600万円

* 相続税の基礎控除 : 8,000万円（この例の場合）

* 相続税の平均課税価格：約2.6億円

（備考）課税状況（平成11年分）

- 課税件数 約46万件
- 平均課税価格 約280万円（平均贈与税額 約25万円）
- 贈与税額合計 約1,140億円

贈与税の課税状況の推移

区分 年 分	件 数 (A)	合計課税価格		贈与税額			課税最低限	
		合計額 (B)	1件当たり 金 額	納付税額 (C)	1件当たり 金 額	(C)/(B)	基礎控除	配偶者控除
	件	億円	千円	百万円	万円	%	万円	万円
昭和62	505,667	14,185	2,805	180,875	35.8	12.8	60	1,000
63	459,789	11,098	2,414	128,514	28.0	11.6	〃	2,000
平成元	527,756	21,421	4,059	292,620	55.4	13.7	〃	〃
2	583,693	25,684	4,400	343,013	58.8	13.4	〃	〃
3	573,155	20,593	3,593	239,204	41.7	11.6	〃	〃
4	541,503	16,471	3,042	161,881	29.9	9.8	〃	〃
5	554,696	17,484	3,152	159,768	28.8	9.1	〃	〃
6	529,657	15,266	2,882	131,233	24.8	8.6	〃	〃
7	520,701	14,570	2,798	124,143	23.8	8.5	〃	〃
8	512,070	14,586	2,848	133,454	26.1	9.1	〃	〃
9	486,958	14,129	2,901	129,939	26.7	9.2	〃	〃
10	455,118	13,010	2,859	116,582	25.6	9.0	〃	〃
11	455,132	12,942	2,844	114,277	25.1	8.8	〃	〃

- (備考) 1. この表の計数は、「国税庁統計年報書」による。
 2. 件数は、財産の贈与を受けた者のうち申告等のあった者の数である。
 3. 贈与税額には、納税猶予適用分を含まない。

贈与税の取得財産価額階級別の課税状況等(平成11年分)

取得財産価額 階 級 区 分	人 員		納付税額		平 均 課税価格 (a)	平 均 納付税額 (b)	負担率 (b)/(a)
	人 員	累積割合	税 額	累積割合			
	件	%	億円	%	万円	万円	%
～ 100万円	166,030	37.3	26.8	2.4	76.3	1.6	2.1
～ 200万円	105,194	60.9	92.4	10.5	152.3	8.8	5.8
～ 400万円	110,933	85.8	192.9	27.4	277.7	17.4	6.3
～ 700万円	26,716	91.8	189.1	44.0	521.3	70.8	13.6
～ 1,000万円	13,108	94.8	149.0	57.0	891.5	113.7	12.8
～ 2,000万円	16,378	98.5	162.9	71.3	1,517.1	99.5	6.6
～ 3,000万円	6,193	99.9	56.6	76.3	2,150.7	91.4	4.3
～ 5,000万円	413	100.0	54.3	81.0	3,773.8	1,315.3	34.9
5,000万円超	212	100.0	216.2	100.0	21,483.0	10,195.8	47.5
合 計	445,177		1,140.3		290.6	25.6	8.8

(備考) 1. 「国税庁統計年報書」による。

2. 当初申告ベースの計数である(修正申告を含まない)。

贈与の場合の税額

贈 与 額 (a)	税 額 (b)	負 担 割 合 (b)／(a)
100 万円	0.0 万円	0.0 %
200 万円	9.0 万円	4.5 %
300 万円	21.0 万円	7.0 %
500万円	69.5 万円	13.9 %

登録免許税の概要

1. 課税対象 国による登記等（登記、登録、特許、免許、許可、認可、指定及び技能証明をいう。）
2. 納税義務者 登記等を受ける者（登記等を受ける者が2人以上であるときは、連帯して納付する義務を負う。）
3. 課税標準 登記等の種類ごとに法定
(例) 売買による土地の所有権の移転登記 ⇒ 不動産の価額＝固定資産税評価額
(注) 土地の登記に係る不動産の価額の特例
H11. 4. 1～15. 3. 31 ⇒ 固定資産税評価額 × 1/3
4. 税率 登記等の種類ごとに法定（定率税率によるものと定額税率によるものがある。）
(例) 不動産登記の場合
 - ・ 所有権の保存、移転(相続) 1,000分の6
 - ・ 所有権の移転(売買) 1,000分の50
5. 軽減措置等
(主なもの)
 - ・ 認定再開発事業計画、民都法の認定計画等に基づき土地を取得した場合の軽減措置
 - ・ SPC、投資法人等が不動産を取得した場合の軽減措置(参考)・ 都市基盤整備公団、土地開発公社等が受ける登記の非課税
・ 都市再開発法の市街地再開発事業用の土地・建物に係る登記の非課税
6. 課税実績 平成12年度実績： 8,394億円 うち土地分 6,104億円
(参考) 税収 平成13年度予算： 8,060億円

登記の種類別登録免許税額

種 類	登録免許税額 (平成11年度)	主 な 税 率 等		
		登 記 等 の 例	課 税 標 準	税 率
不 動 産 登 記 うち土地	7,615億円 (87.7) 6,242億円 (71.8)	売買による所有権の移転登記	(注2) 不動産の価額	1,000分の50
		贈与による所有権の移転登記	不動産の価額	1,000分の25
		相続・合併による所有権の移転登記	不動産の価額	1,000分の6
		建物の所有権の保存登記	不動産の価額	1,000分の6
		抵当権(根抵当権を含む)の設定登記	債権金額等	1,000分の4
商 業 登 記	976億円 (11.2)	株式会社の設立登記	資本の金額	1,000分の7
		〃 増資登記	増加資本の金額	
		株式会社の合併による設立登記	資本の金額	1,000分の1.5 (注3)
		〃 増資登記	増加資本の金額	
		役員の変更登記	申請件数	1件につき3万円
そ の 他 (人的資格等)	96億円 (1.1)	銀行業の免許	免許件数	1件につき15万円
		医師、弁護士、税理士等の登録	登録件数	1件につき6万円
計	8,688億円 (100.0)			

(注)

1. () は、登録免許税額の合計額に占める各種類別の構成比(%)である。
2. 「不動産の価額」は、固定資産税評価額である。ただし、土地に係る登記については、平成11年4月1日から平成15年3月31日まで課税標準額を固定資産税評価額の1/3とする措置が採られている。
3. 合併による設立(増資)登記の税率については、合併により消滅した会社の合併直前の資本金額を超える部分は、1,000分の7である。
4. 産業活力再生特別措置法の認定事業再構築計画等に基づき行われる設立又は増資の登記については、租税特別措置法第80条第2項により、1,000分の1.5(合併による場合は1,000分の1)とされている。